

子育て

子育て支援センター 活動状況報告

作って遊んで、オニさんと
お友だち (2月3・4日)

節分の日。豆まき用の豆
を入れる箱を親子で作ること
からはじめ、牛乳パック
にシールを貼ったり、オニ
の顔を描いたりして準備を
しました。

完成した箱に落花生をた
くさん入れ、首から下げて
壁に貼ったオニに向かって
皆で豆を投げました。病気
や言うことをきかないオニ
は追い払い、福と一緒に優
しいオニを招き入れまし
た。

豆まき後は、大豆を使っ
たおやつ『きな粉大豆』や
『大豆とバナナのお焼き』
を試食しました。

この1年、みんなが元気で
過ごせますように・・・。



4月は、おはなし会やベビー
マッサージの会等を企画しています。

ベビーマッサージの会
(2月22日)



生後3ヶ月から1歳2ヶ
月までの赤ちゃん連れの親
子が集まり、ベビーマッ
サージを行いました。

マッサージを始めたとき
は、赤ちゃんは何をされて
いるのかと、きょとんとし
ていましたが、徐々に気持
ちよくなってくると笑顔を見
せ始め、終わる頃にはほ
すっかりみんな笑顔いっぱ
いになっていました。
免疫アップする箇所や寝
ぐずりする時にすると良い
こと等も教わりました。家
でも入浴中、オムツ交換時、
就寝前などにマッサージを
続けて頂けるとよいそう
です。

問 町子育て支援センター ☎ (62) 33311

1人でも乳幼児を保育する(預かる)事業者の皆さまへ 都道府県知事等への届出が必要になります!



これまでは1日に保育す
る乳幼児の数が6人以上の
認可外保育施設や認可外の
訪問型保育事業(いわゆる
ベビシッター事業)を行
う場合に、原則、届出が必
要でしたが、平成28年4月
以降は1日に保育する乳幼
児の数が1人以上の場合
に、届出が必要となります。
(ただし、臨時に設置され
る場合等は除きます。)

なお、既に届出をしてい
ても、子どもの預かりサー
ビスのマッチングサイトを
活用して事業を実施してい
る方は、平成28年4月以降、
利用しているマッチングサ
イトのURLを届け出る必
要があります。

届出先

個人のベビシッター

お住まいの都道府県(指
定都市・中核市)の場合は、
指定都市・中核市)

ベビシッター事業者

事業所が所在する都道府
県(指定都市・中核市)の場
合は、指定都市・中核市)

定期的に研修を 受けましょう

認可外保育施設指導監督
基準に、認可外保育施設及
び認可外の訪問型保育事業
者は、「保育従事者の人間
性及び専門性の向上に努め
ること」とされており、
保護者が安心して子どもを
預けられるように積極的に
研修を受講し、保育従事者
の質の向上に努めることが
必要です。

認可外の訪問型保育事業
や1日に保育する乳幼児の
数が5人以下の認可外保育
施設は、研修の受講状況も
届出事項です。
研修の受講については、
届出先の都道府県等に相談
してください。(研修の例:
居宅訪問型保育研修、子育
て支援員研修等)

問 住民福祉課 福祉係
(62) 11111
内線 132

★ 詳細は、県ホームページ
(http://www.pret.kumamoto.jp/kiji_14735.html)
をご覧ください。

福祉

年金日より(保険料の追納制度・後納制度)

追納制度

国民年金保険料の納付
にあたっては、過去に免除
していた保険料または免除
はしていないが納められた
保険料を納めたい方への追
納・後納制度があります。
追納・後納をする際は、
納付書での納付になりま
す。(口座振替での納付は
できません。)

後納制度

お問い合せ及びお申
し込みは、熊本東年金事
務所(☎096-367-
2503)までお願いしま
す。
時効で納めることができ
なかつた国民年金保険料
を、平成27年10月から平成
30年9月までの3年間に限
り、過去5年分まで納める
ことができる制度です。

問 住民福祉課 福祉係 ☎ (62) 11111 内線 132

『くまもと子育て応援の店』

子育て支援パスポート事業全国共通展開スタート

全国40道県が「子育て支援パスポート事業(くまもと子育て応援の店)の全国共通展開」に参加し、平成28年4月から県外でも料金の割引や特典などのサービスが受けられるようになりました。ただし、他道府県によってはパスポートの提示が必要な場合があります。また、県内外問わず、対象年齢や多子世帯向け、妊婦可等条件が異なる場合があります。県外で利用する場合、URL(<http://portal.kumamoto-net.ne.jp/kosodate-ouen/>)またはQRコードからパスポート画像を取得してください。



年金相談は
完全予約制です

毎月第4金曜日
10時~15時
高森総合センター
熊本東年金事務所
☎096-367-2503

確認じゃー！

「高齢者向け給付金」

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。



《支給対象者》

- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
● 申請先は、昨年（平成27年）1月1日時点でお住まいの市町村です。
● 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、平成29年3月31日までに65歳以上になる方（ただし、生活保護の受給者等は除きます。）
● 支給額は1回につき、3万円
● 申請先は、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村です。（平成27年から現在まで移転がなければ、基本的に現住所のある市町村になります。）

《申請方法》

【申請受付期間】7月29日（金）まで
※ 郵送の場合、当日消印有効

● 高齢者向け給付金を受け取るためには、申請が必要です。
● 申請先は、平成27年1月1日時点で住民票がある市町村です。（平成27年から現在まで移転がなければ、基本的に現住所のある市町村になります。）

Table with 2 columns: Q. よくあるご質問 and A. 回答. Contains 5 Q&A pairs regarding eligibility and application details.

（例）

左記の方法は一例です。詳細は各市町村へ確認してください。



「高齢者向けの給付金」（3万円）をよそおった「振り込め詐欺」や、「個人情報の詐取」にご注意ください！

- 市区町村や厚生労働省等がATM（銀行・コンビニ）の現金自動支払機（ATM）の操作をお願いする事は絶対にありません。
● 他人からお金を振り込んでもらう事は絶対にできません。
● 市区町村や厚生労働省などが給付金支給のために手数料等の振込を求めることは絶対にありません。
● 市区町村や厚生労働省の職員等がかたった電話があつたり、郵便が届いたら迷わず、市区町村や最寄りの警察署（又は警察相談電話（#9110））に連絡してください。

問 厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎0570（037）192
住民福祉課 福祉係 ☎（62）1111内線132

特殊詐欺の被害防止のため、金融機関窓口で声掛けを実施中！

特殊詐欺の被害を防止するため、金融機関窓口で高齢者が高額の前貯金を引き出す場合、次の取り組みを行っています。ご理解とご協力をお願いします。
① 確認シートを使い、詐欺被害に遭っていないか職員の声掛けを行います。
② 可能な限り現金での出しを避け、「振込み」又は現金化に本人確認が必要な「預貯金小切手」の利用を勧めます。
③ 顧客の言動に特殊詐欺被害の可能性がある場合は警察へ連絡し、被害の有無を確認します。

問 県警本部 生活安全企画課 ☎096（381）0110
九州財務局 金融監督第一課 ☎096（353）6351



無料登記相談所（予約制）を開設します！！

熊本地方法務局職員による土地・建物等の売買・贈与・相続等の登記に関する無料の登記相談所が下記のとおり開設されます。お気軽にご相談ください（事前予約必要）。
日時：4月21日（木）10：30～15：00
場所：阿蘇市役所2階会議室
予約先：熊本地方法務局阿蘇大津支局（☎096-293-2272）
その他：不動産登記に関する相談及びWEBカメラを利用した商業・法人登記に関する相談（いずれも予約制）を行っておりますので、ご利用ください。

税務税

国税だより(申告所得税・消費税の振替期日)

申告所得税及び復興特別

所得税並びに消費税及び地

方消費税(個人事業者)の

納税は、金融機関の預貯金

口座から引き落としとなる

「振替納税」が大変便利で

す。利用されていない方は、

是非ご利用ください。

振替納税の振替日は、下

記のとおりです。

【申告所得税及び

復興特別所得税の振替日】

4月20日(水)

【消費税及び地方消費税

(個人事業者)の振替日】

4月25日(月)

ご不明な点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

問 阿蘇税務署 ☎(22) 0551

4月は「未成年者飲酒防止強化月間」です

未成年者が飲酒をした場合には、脳障害等の「身体的影響」、精神的成長や心理的発達への停止等の「精神的影響」及び非行問題等の「社会的影響」があるといわれています。

提供した販売業者等に対して科されます。大人は、社会全体の責務として、未成年者飲酒の未然防止を積極的に図っていく必要があります。

日本では、「未成年者飲酒禁止法」により、20歳未満の者の飲酒が禁止されていますが、違反した場合の罰則は、飲酒をした未成年者本人ではなく、親や、未成年者が自ら飲酒することを知りながらお酒を販売・

なお、国税庁を含む関係省庁は、毎年4月を「未成年者飲酒防止強化月間」として、全国的な広報啓発活動を行っています。

問 熊本国税局 酒税課 ☎096(354)6171



平成28年度から軽自動車税の税額が変わります!

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

購入や登録の時期に関わらず、全ての車両で改正後の税額が適用されます。

三輪・四輪以上の軽自動車

平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた車両【※2】及び

「初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を超える車両【※3】」については新税額が適用されます。また、経年重課税及びグリーン化特例(軽課)の適用も開始されました。

【※1】改正前の税額が適用され、変更はありません。(※初めて車両番号の

指定を受けてから13年を経過した車両は、【※3】の税額が適用されます。)

【※2】改正後の税額が適用されます。(※平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪・四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を満たす車両は、平成28年度に限り、別の税額が適用されます(詳細は担当課まで。)

【※3】電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引自動車は除きます。

車種	平成27年度まで	平成28年度以降	
原動機付自転車	総排気量50cc以下(定格出力0.6kw以下)	1,000円	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下(定格出力0.6kw超0.8kw以下)	1,200円	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下(定格出力0.8kw超1kw以下)	1,600円	2,400円
	ミニカー(三輪以上)(総排気量20cc超50cc以下)(定格出力0.25kw超0.6kw以下)	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円	
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円	

車種 (三輪・四輪以上の軽自動車の場合)	平成27年3月31日以前に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両【※1】	平成27年4月1日以後に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両【※2】	グリーン化特例(軽課)(取得の翌年度に限る)			初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けてから13年を経過した車両【※3】		
			概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減			
三輪のもの(660cc以下)	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円		
四輪以上(660cc以下)のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円

問 税務課 税務係 ☎(62) 1123 《直》



シリーズ防災

今回から時節に応じた防災に関する知識や対策を発信してまいります。質問や要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

高森町役場 総務課 担当: 吉田 ☎62-1111 内線111

1 防災への取り組み

① 自助: 共助: 公助

7 : 2 : 1

防災に関する初動対応の比率は、阪神淡路大震災以降、上記のようになっています。特に大きな災害では、公助は災害が起こった直後には期待できません。



自助: 「自分自身又は家族での対応」
共助: 「自治会や自主防災会による助け合い」
公助: 「地方自治体・消防・警察・自衛隊などによる支援」

② 家庭における取り組み

- ア 家具の固定、懐中電灯、割れ物対策スリッパ等の準備
- イ 非常食用料等の備蓄(3日分)
- ウ 非常持出し袋の準備(常備薬など)
- エ 災害時の避難場所等の確認
- オ 家族同士の連絡手段の確認



③ 自主防災組織

各地区の自治会などを中心に組織し、日頃は防災訓練や救急救命講習会などを行ったり各種行事に合わせて炊き出し訓練などを行います。災害が発生した場合は、お互いに協力して避難をしたり、役場の職員と協力して避難所の運営などを行います。